

神戸市内マンション管理組合向け 私のマンションも必要？法改正へのポイント



～管理規約の改正は必要？4月以降の総会での決議注意点は？～

共催：NPO 法人 こうべマンション管理支援機構・神戸市すまいの安心支援センター“すまいるネット”

令和8年3月14日（土）

13時30分～16時（受付13時～）

定員：50名（申込み多数の場合は抽選）

受講料：無料

対象：神戸市内の分譲マンションの管理組合の方、
お住まいの方

【セミナー概要】

第1部 区分所有法等の改正施行後の注意点

講師 小林靖子（弁護士・マンション管理士）

区分所有法等の改正が4月から施行されます。
施行後管理組合総会での決議時の注意点や、
管理規約変更について、弁護士が解説します。

第2部 パネルディスカッション

出演者 小林弁護士ほかマンション管理士数名

第1部の講義を受けて、

- ・現在の管理規約と改正法が違うけどどう対応すべき？
 - ・標準管理規約改正を受けて、急いで管理規約は改正した方がよい？
- などをテーマにディスカッションしたのちに、質疑応答を行います。

いよいよ令和8年4月1日から区分所有法等改正が施行されます。管理組合内でわからない点が多々あるかと思しますので、注意しておく事項をわかりやすく解説致します。

***** 【 申込み 】 *****

下記の二次元コードからお申し込みください。

二次元コードからお申し込みが出来ない方は、裏面に記載し078-330-8474までFAXください。

【会場】
すまいるネット セミナールーム

神戸市長田区二葉町五丁目1-1アスタくにつか
5番館2階（JR新長田駅から南へ徒歩約13分、
市営地下鉄の海岸線駒ヶ林駅から徒歩約3分）

● アクセスマップ ●



特定非営利活動法人

こうべマンション管理支援機構

マンション管理組合が抱える諸問題について、客観的な立場で問題を整理し、解決に向けての支援を行っています。

また、管理組合向けに「出前学習会・相談会」や「管理運営相談」（初回は無料）、「管理規約簡易診断」（無料）をしていますので、お気軽にご相談ください。

《 申込締切 》 3月9日（月）まで

スマホでよみとり（カメラを起動）出来ます。
フォームに入力してください

【 申込み二次元コード 】
<https://forms.gle/GWde3s6NZd5Nzusu9>



*機種により
読み取りが
出来ない場合
があります

参加申込書

《 申込締切 》令和8年3月9日(月)

【申込先】 NPO法人 こうべマンション管理支援機構 宛
【FAX】 078-330-8474
【メール】 kobe.mankan.org@gmail.com
【団体住所】 神戸市東灘区森南町1-5-1 カサセルバ807号室

申込記入日	月 日	会場受講は申込締切日までに必着 (録画視聴は開催日当日まで受付)
受講方法 (両方選択も可)	会場受講 ・ 録画受講 *録画視聴は下記にメールアドレスを必ず記載ください。 セミナー当日から10日以内をめぐりにURLをご案内します。	
(ふりがな) 氏名		
住所	〒 ー 神戸市 区	
マンション名		
連絡先	〔電話〕 ー ー	〔FAX〕 ー ー
	〔Eメール〕	@

※お名前、電話番号、メールアドレスは連絡に必要としますので、ハッキリと正確にお書きください。

【ご質問】 ご質問等がございましたら、下記にご記入ください。

- ◆ 参加申込み後、特に連絡がない場合は、直接セミナー会場にお越し下さい。
- ◆ 会場受講申込み多数の場合は、抽選とさせていただきますので、ご了承ください。(抽選となった場合、落選者の方には3月10日までに連絡させていただきますので、お名前、電話番号、メールアドレスはハッキリと正確にご記入をお願いします。
定員未満の場合は、連絡いたしません。特に連絡を受けない方は、当選者としてご参加をお願いします。
- ◆ 当日、お申込みなく来場された方の受講はお断りいたします。
- ◆ ご提供いただいた個人情報は、お申込みのセミナーに関するご連絡及び運営、「こうべマンション管理支援機構」及び「すまいるネット」からのセミナーや業務等のご案内以外には無断で利用することはございません。
- ◆ セミナー当日体調が優れない場合は、セミナー受講を自粛願います。
- ◆ 気象状況等によってやむを得ず中止と判断した場合は2時間前までにすまいるネットホームページでお知らせします